「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」 への取組状況

「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」(平成 26 年 8 月 27 日) への現時点の取組状況は以下のとおりです。

これらの取組みに関しては、理事長より、運営・改革モニタリング委員会(委員長:野間口 有 三菱電機㈱相談役)に対して、達成状況を評価すること、見直すべき事項を提言することを諮問しております。

(運営・改革モニタリング委員会の開催実績)

- ·第1回 平成26年10月30日
- ·第2回 平成26年12月15日

1.「ガバナンスの強化」に関する主な取組みについて

- (1) 経営戦略会議の新設
 - → 9月5日に設置(座長:川村隆 日立製作所㈱相談役)12月24日に第1回を 開催。法人運営強化に資するトップマネージメント及びリスクマネージメント に関する助言、提言を諮問。

(2) 研究コンプライアンス本部の設置

→ 10月24日に発足。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に合致する内容に「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」を改正し施行。所内説明会等により周知。

(3) 研究政策審議役の新設

→ 10月24日に2名の科学者を任命。研究活動全般、研究評価、研究人材育成 に関する事項について、研究担当理事を補佐し、研究政策の立案・調整を担う。

(4) 報道発表等にかかる適切な広報体制の構築

→ 10 月 23 日に<u>規程制定</u>。報道発表資料の科学的な内容については発表者が責任を有し、発表行為そのものについては広報室長が責任を持つこととした。説明会等により所内に周知した上で、11 月 25 日から施行。

2. 「発生・再生科学総合研究センターの解体的な出直し」に関する取組みについて

- (1)研究組織の改革
 - → 11月21日に「多細胞システム形成研究センター」発足。 「柳田敏雄(生命システム研究センター長)がセンター長業務を代行]

(2) 新センター長の選考

→ 11 月 10 日に選考委員会を設置、第 1 回委員会を 11 月 15 日に開催。平成 27 年 3 月までに選考予定。

(3) 運営体制の改革

- ① GD (グループディレクター) 会議の廃止、運営会議の設置
 - → 9月30日にセンターに運営会議を発足。10月10日に第1回開催。以降、毎月1回開催し、組織の設置や研究者の人事など、多細胞システム形成研究センターの運営に関する基本的事項を審議。
- ② 研究不正行為抑止に向けた運営マネージメント体制の強化:センター長室の設置
 - → 9月30日に発足。センター長の組織運営機能の強化に関する業務等を行う。
- ③ 広報体制の見直し
 - → 9月30日に国際広報室を廃止。以降、本部広報室と多細胞システム形成研究 推進室の連携による広報活動を推進。

(4) 外部研究機関との連携強化

→ 京都大学iPS細胞研究所との間で、遺伝子解析等の科学サポートを受ける等、 連携を強化中。

3.「研究不正防止策強化」に関する取組みについて

- (1) 研究倫理教育の徹底
 - → 10 月 30 日に「<u>科学研究上の不正行為の防止等に関する規程</u>」を改正。説明 会等により所内に周知した上で、11 月 25 日から施行。 研究倫理教育責任者を配置するとともに、センター長、研究室主宰者、職員等
 - → 研究倫理教育「研究倫理 e ラーニング」プログラムを導入。全役職員の受講 を指示。

の役割の明確化。不正行為の事前防止のための取組み等を規定。

(2) 若手研究者が安心して能力を発揮できる体制の整備

 \rightarrow 12月 11日にメンターの配置に関するガイドラインを整備。平成 27年 1月 1日から施行。

新任研究室主宰者に2名のメンターを配置することと、メンターの役割等を規定。

→ 12 月 25 日に研究室主宰者採用の手続きに関するガイドラインを整備。平成 27 年 1 月 1 日以降手続きを開始する事案から適用。

採用時のリスク管理及び客観性・公平性をより担保するため、採用手続きの方 針及びプロセスを明確化。

(3) 論文の信頼性を確保する仕組みの構築

- → 論文類似度検索ツール「iThenticate」を8月に導入・活用中
- → 10 月 23 日に「<u>研究成果発表等に関する規程</u>」を制定。説明会等により所内 に周知した上で、11 月 25 日から施行。

発表の責任者が決まっているか、発表に用いたデータ等が保存されているかな ど、研究成果発表時に発表者が自ら確認すべき事項等を規定。

(4) 実験データの管理・記録を実行する具体的なシステムの構築・運用

→ 10 月 23 日に「<u>研究記録管理規程</u>」を制定。説明会等により所内に周知した 上で、平成 27 年 1 月 1 日から施行。

研究記録を各種計測データ、ラボノート、その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもののうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となるものとし、研究記録の保存の義務、保存期間、研究倫理教育責任者による確認などを規定。

以上

参考資料

「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」 (平成 26 年 8 月 27 日 理化学研究所)

http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140827 1/

「研究不正再発防止のための提言書」

(平成 26 年 6 月 12 日 研究不正再発防止のための改革委員会(岸輝雄委員長))http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140612 2/

「CDB 自己点検の検証について」

(平成 26 年 6 月 10 日 CDB 自己点検検証委員会(鍋島陽一委員長)) http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140612 1/